

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 25 年度橋本市一般会計補正予算（第 9 号）について、急施を要するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めらる。

平成 26 年 4 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 25 年度橋本市一般会計補正予算（第 9 号）について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成 25 年度 橋本市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 25 年度橋本市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,427,947 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		245,000	△16,779	228,221
	1 地方揮発油譲与税	70,000	△274	69,726
	2 自動車重量譲与税	175,000	△16,506	158,494
	3 地方道路譲与税	0	1	1
3 利子割交付金		35,000	1,326	36,326
	1 利子割交付金	35,000	1,326	36,326
4 配当割交付金		30,000	23,344	53,344
	1 配当割交付金	30,000	23,344	53,344
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000	64,222	69,222
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000	64,222	69,222
6 地方消費税交付金		500,000	△16,019	483,981
	1 地方消費税交付金	500,000	△16,019	483,981
7 ゴルフ場利用税交付金		26,000	3,498	29,498
	1 ゴルフ場利用税交付金	26,000	3,498	29,498
8 自動車取得税交付金		55,000	7,311	62,311
	1 自動車取得税交付金	55,000	7,311	62,311
10 地方交付税		7,822,749	8,509	7,831,258
	1 地方交付税	7,822,749	8,509	7,831,258
11 交通安全対策特別交付金		8,800	△697	8,103
	1 交通安全対策特別交付金	8,800	△697	8,103
14 国庫支出金		2,292,481	143,023	2,435,504
	2 国庫補助金	144,009	143,023	287,032
18 繰入金		1,153,669	△55,838	1,097,831
	2 基金繰入金	1,075,836	△55,838	1,019,998
20 諸収入		1,116,439	△500	1,115,939
	5 雑入	1,031,714	△500	1,031,214
21 市債		3,654,102	△159,500	3,494,602
	1 市債	3,654,102	△159,500	3,494,602
歳入合計		26,426,047	1,900	26,427,947

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		8,591,910	2,400	8,594,310
	1 社会福祉費	4,405,661	2,400	4,408,061
10 教育費		2,754,994	△500	2,754,494
	5 社会教育費	536,776	△500	536,276
歳 出	合 計	26,426,047	1,900	26,427,947

第2表 繰越明許費

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障害福祉システム改修委託	2,400
合 計			2,400

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 557,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
学校教育施設等整備事業	91,800			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 399,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
90,300			